

○ 財務省
経済産業省 告示第 号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
六 その他事業再編に関する重要事項 イ 二 <u>〔略〕</u> ホ 事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十一条第二項の規定による 会社法第二百九条第二項、第四百五十九条第一	六 その他事業再編に関する重要事項 イ 二 <u>〔略〕</u> ホ 事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十一条第二項の規定による 会社法第二百九条第二項、第四百五十九条第一

項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したこと

項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したこと

を当該特定剰余金配当がその効力を生ずること
の条件とする場合その他の特定剰余金配当の効
力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が
生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当株式等が
金融商品取引所に上場されることが予定されて
いる場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当
により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売
却をすることが困難な場合を除く。）に限り、
法第三十一条第一項の規定による会社法第三百
九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百
六十条第一項の規定の適用についての特例措置
並びに法第三十一条第二項の規定による特例措
置を受けることができる事業再編計画又は特別

を当該特定剰余金配当がその効力を生ずること
の条件とする場合その他の特定剰余金配当の効
力が生ずる日後遅滞なく特定剰余金配当株式等
が金融商品取引所に上場されることが予定され
ている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配
当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の
売却をすることが困難な場合を除く。）に限
り、法第三十一条第一項の規定による会社法第
三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第
四百六十条第一項の規定の適用についての特例
措置並びに法第三十一条第二項の規定による特
例措置を受けることができる事業再編計画又は
特別事業再編計画の認定（変更の認定を含

事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を
受けることができるものとする。

む。）を受けることができるものとする。

附 則

この告示は、令和七年 月 日から施行する。